

# <サービスメニュー>

2024年4月1日現在

※価格は税別です

	サービス内容	報酬額	備考
1	<p>顧問契約 最低契約期間 6ヶ月  ※ 新規許可をご依頼のお客様には、 初回の巡回指導対策付き</p>	<p>車両台数によって契約料金が異なります（月額）。</p> <p><b>【基本コース】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●5~10台 27,500円</li><li>●11台~25台 33,000円</li><li>●26台~35台 38,500円</li><li>●36台~45台 44,000円</li><li>●46台以上 49,500円~</li></ul> <p><b>【充実コース】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●5~10台 38,500円</li><li>●11台~25台 44,000円</li><li>●26台~35台 49,500円</li><li>●36台~45台 55,000円</li><li>●46台以上 59,500円~</li></ul>	

**【基本コース】**

①無制限の電話・メール、zoomでのご相談

②事業報告書・実績報告書 無料

③営業所・車庫の移転、新設、面積変更等の認可申請、増減車・役員変更等の届出、利用運送追加等 10%割引

④社会保険労務士法別表第Ⅰのうち、次の8つの法令に基づき行政機関等に提出する申請書等の作成、申請書等の提出代理（又は提出代行）及び労働社会保険法令に関する事項の相談・指導の業務（複雑なものを除く）を、月を単位として継続的に受託する場合に受けれる報酬

- 1) 労働基準法（就業規則、各種労使協定、寄宿舎規程を除く）
- 2) 労働者災害補償保険法
- 3) 雇用保険法（二事業に係る給付（助成金）申請を除く）
- 4) 労働保険の保険料の徴収に関する法律（概算・確定保険料申告を除く）
- 5) 労働者安全衛生法（複雑なものを除く）
- 6) 健康保険法（標準報酬月額算定基礎届を除く）
- 7) 厚生年金保険法（標準報酬月額算定基礎届、年金裁定請求書等年金に係る申請書を除く）

	8) 国民年金法（年金裁定請求書等年金に係る申請書を除く） 9) 給与計算は、別途追加で見積もり		
2	増減車届出（認可申請） +連絡書発行	22,000 円	
3	事業報告書・実績報告書の提出	セット価格 49,500 円	
4	Gマーク、グリーン経営認証取得	各 198,000 円	
5	巡回指導、監査対策	33,000 円	1回 2 時間まで
6	営業所・車庫の移転・新設・面積変更、利用運送追加など	99,000 円～	面積変更…99,000 円 移転・新設 営業所・車庫どちらか…143,000 円 両方…165,000 円
7	運行管理者・整備管理者選任届 増減車届出等	19,800 円～	
8	利用運送新規登録	165,000 円	
9	働きやすい職場環境認証制度	165,000 円	
10	貨物軽自動車運送事業届出	55,000 円	
11	一般貨物自動車運送事業新規許可申請	550,000 円	許可取得から運輸開始まで法令試験 条文・過去問サービス
12	相談料	来所の場合 10,000 円 訪問の場合 15,000 円 + 交通費	

影浦社会保険労務士・行政書士事務所

代表 影浦 宏樹